ＧＬＰ開発計画の見直しに向けて何が出来るか？

･･･大型貨物自動車による被害を踏まえて…

2022／06／18

道路住民運動全国連絡会　事務局長
公害･地球環境問題懇談会　事務局長
公共事業改革市民会議　　世話人　　長谷川茂雄

1，自動車公害とその実態

1）自動車公害とは

①大気汚染・・・二酸化硫黄（SO2）　二酸化窒素（NO2）　オゾン（O2）　一酸化炭素（CO）
窒素酸化物（NOX）　粒子状物質（PM）　PM2.5　　⇒⇒ 喘息患者増大

②騒音被害・・・睡眠障害　情緒的影響　身体的影響

③振動被害・・・地盤沈下　地盤変動　家屋被害

2）その他の問題点＝被害や実害など

④交通渋滞（事故の危険性）

⑤大型貨物による道路の劣化

⑥玉川上水を始めとする生態系への影響

⑦街並みが一変する（景観破壊）

⑧土地改変に伴う影響（現ゴルフ場の緑はどうなる・・・緑被率の低下）

⑨気候変動への影響（温室効果ガス等）（16棟の建築物から排出されるCO2等）

住民のみなさんの危惧は至極当然＝正当な要求であり解消されるべき課題

①周辺道路が今まで以上に渋滞する。大気汚染や騒音・振動がひどくなり、子どもが交通事故に巻き込まれる

②高層建造物で住宅地の日照や風通しが悪化

③ゴルフ場の芝地の喪失や樹木伐採で、緑地が大幅に減少

④コンクリートで地面が覆われるため雨水の地下浸透が減少。市は水道水源を100%地下水に頼るだけに影響がありうる

⑤多様で希少な野鳥、動物、草花、樹木の宝庫である計画地内の代官山や玉川上水沿いの自然環境が悪化する

昭島市の喘息患者数は･･･451人

令和4年3月31日現在 （備考）認定患者数はいずれも各年度末現在のもの

参考／八王子市：2485人、青梅市：544人

府中市：1004人、調布市：1015人、町田市：1511人、小平市：1271人

大気汚染医療費助成認定状況（年齢階層・疾病・区市町村別）

区市町村	認定患者総数	0～17歳	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳以上	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気しゅ	
昭島市	**451**	**35**	**35**	**55**	**137**	**122**	**102**	**0**	**451**	**0**	**0**	

【大気質の環境基準】

物質	環境上の条件
二酸化硫黄（SO_2）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（48.5.16告示）
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm 以下であること。（48.5.8告示）
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^3以下であること。（48. 5.8告示）
二酸化窒素（NO_2）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（53. 7.11告示）
光化学オキシダント（O_X）	1時間値が0.06ppm以下であること 。（48.5.8告示）

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m^3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^3以下であること。（H21.9.9告示）

騒音レベルと感じ方の例

	騒音レベル[dB]	音の種類	
極めてうるさい	120	・飛行機のエンジンの近く ・近くの雷鳴	聴覚機能に異常をきたす
	110	・ヘリコプターの近く ・自動車のクラクション（目の前）	
	100	・電車が通る時のガード下 ・地下鉄構内	
	90	・カラオケの音（店内中央） ・犬の鳴き声（目の前） ・騒々しい工場内	うるさくて我慢できない
うるさい	80	・パチンコ店内 ・地下鉄や電車の車内 ・救急車のサイレン ・ピアノの音	
	70	・掃除機の音 ・騒々しい街頭 ・キータイプの音	うるさい
普通	60	・普通の会話 ・デパートの店内 ・40hm/hで走行する自動車の内部	
	50	・静かな事務所 ・エアコンの室外機	日常生活で望ましい範囲
静か	40	・図書館 ・静かな住宅地 ・深夜の市内	
	30	・ささやき声 ・鉛筆の執筆音	静か
	20	・雪の降る音 ・木の葉のふれあう音	

大型貨物の騒音レベル
・・・自動車技術会論文集：2015年・吉永弘志＆大河内恵子＆井上隆司より

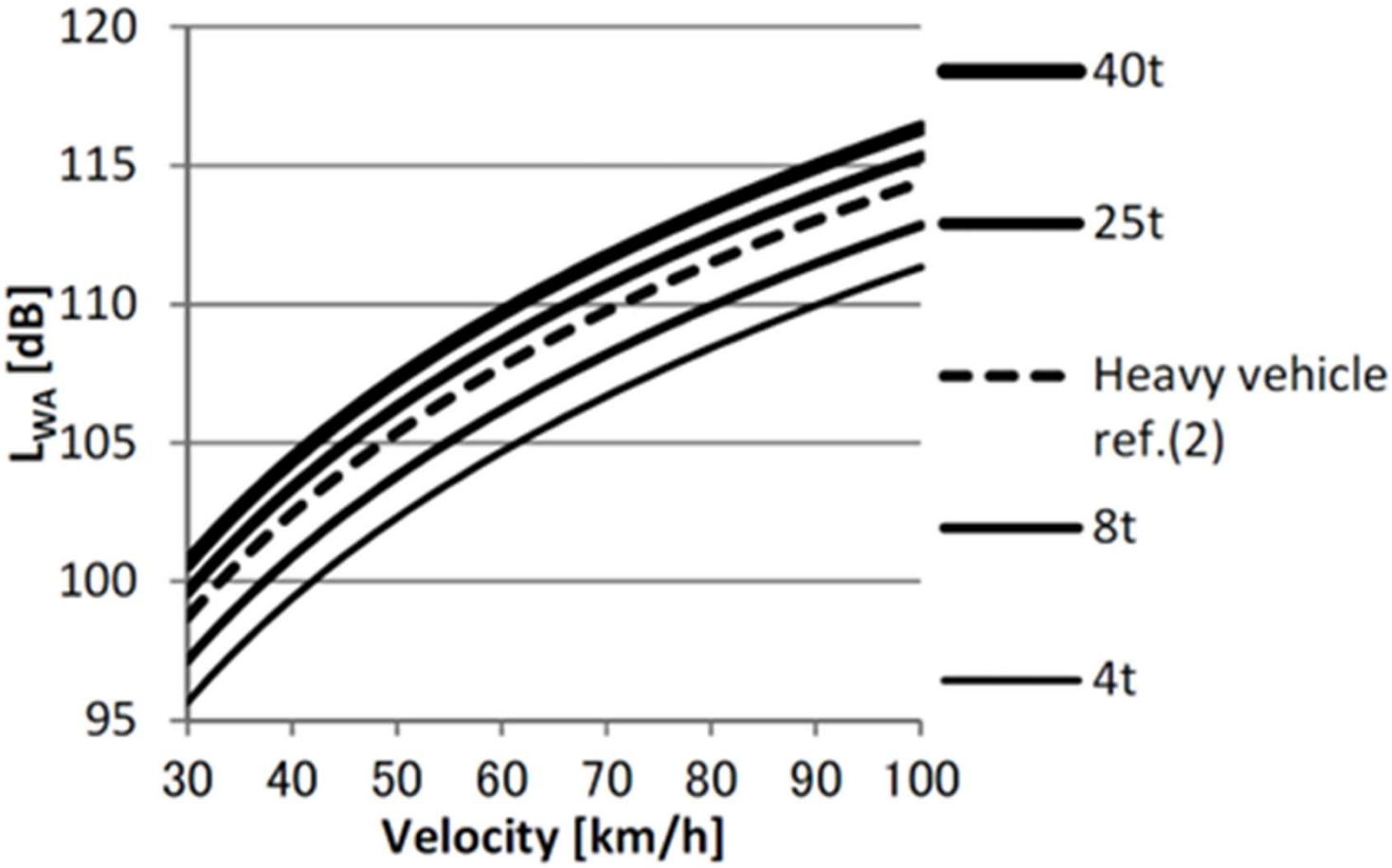

Fig. 9 Relationship between mass, velocity, and L_{WA}(2).

騒音レベルと感じ方の例

	騒音レベル[dB]	音の種類	
極めてうるさい	120	・飛行機のエンジンの近く ・近くの雷鳴	聴覚機能に異常をきたす
	110	・ヘリコプターの近く ・自動車のクラクション（目の前）	
	100	・電車が通る時のガード下 ・地下鉄構内	
	90	・カラオケの音（店内中央） ・犬の鳴き声（目の前） ・騒々しい工場内	うるさくて我慢できない
うるさい	80	・パチンコ店内 ・地下鉄や電車の車内 ・救急車のサイレン ・ピアノの音	
	70	・掃除機の音 ・騒々しい街頭 ・キータイプの音	うるさい
普通	60	・普通の会話 ・デパートの店内 ・40hm/hで走行する自動車の内部	
	50	・静かな事務所 ・エアコンの室外機	日常生活で望ましい範囲
静か	40	・図書館 ・静かな住宅地 ・深夜の市内	
	30	・ささやき声 ・鉛筆の執筆音	静か
	20	・雪の降る音 ・木の葉のふれあう音	

大型貨物

睡眠障害

自動車騒音及び道路交通振動に係る基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60db以下	55db以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65db以下	60db以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する空間	70db以下	65db以下

Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
※備考
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

参考／航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57db以下
II	62db以下

2，環境影響評価の仕組みと限界

環境アセスメントは、対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える影響について、一般の方々や地域の特性をよく知っている住民の方々、地方公共団体などの意見を取り入れながら、下図の流れに沿って事業者自らが調査・予測・評価を行うことをいいます。

⇒⇒東京都の場合は「東京都環境影響評価条例」に基づき実施される

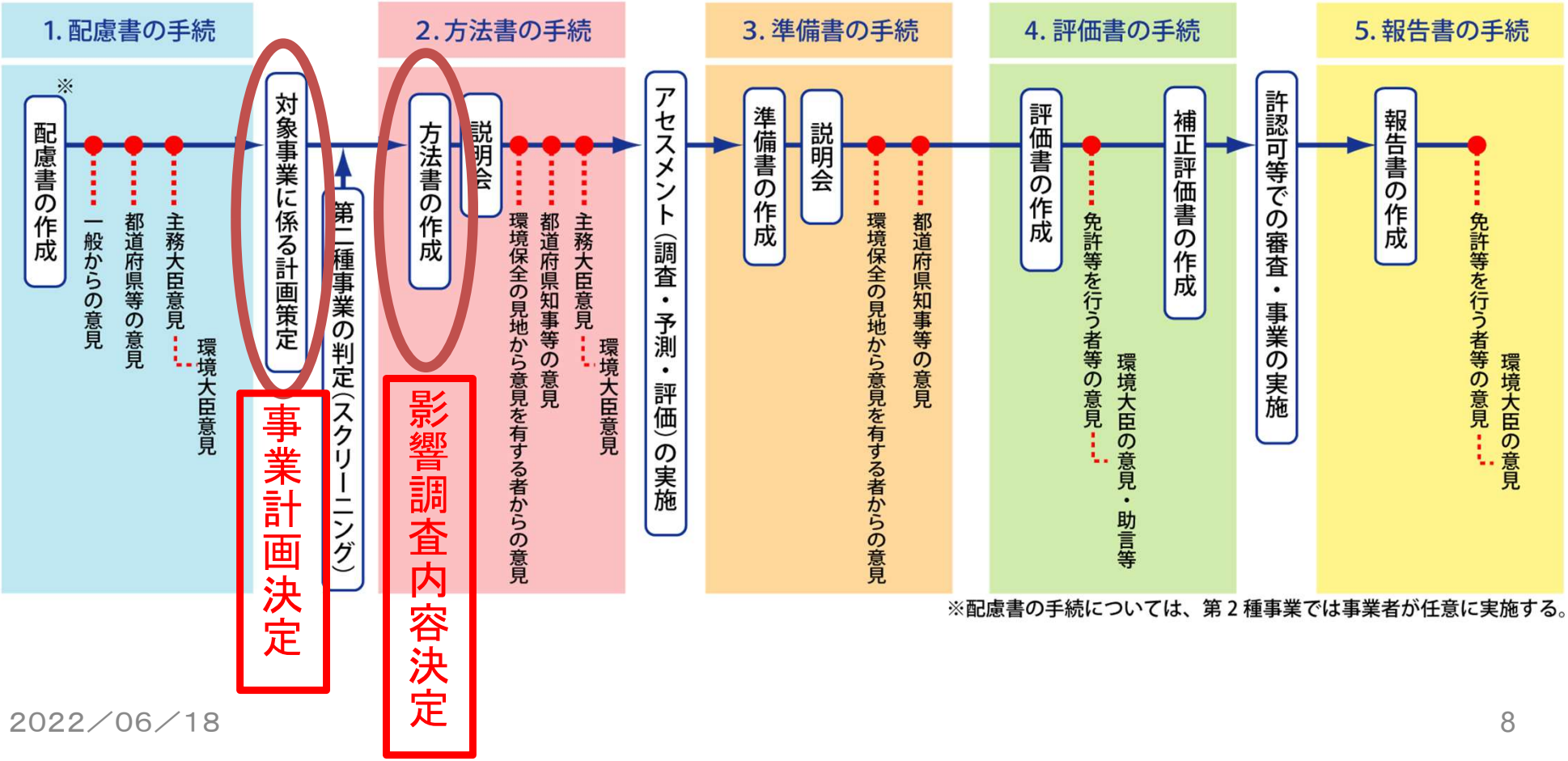

環境影響評価の課題と問題点

①事業者がアセスメントを行う・・・「影響が軽微」との結論が出やすい

②アセスメントを行う時期が特定の事業段階であって、もはや代替案を採用する
　には遅すぎる・・・日本のアセス制度では「ゼロ案」や「代替案」は無い

③住民や専門家・関係自治体の意見を広く聴く機会が何度も用意されるが、そ
れでも実際には住民の意見反映の機会は足りない

④事業でのマイナスは評価されない

⑤騒音に関する評価は平均値で評価される
・・・等価騒音レベル（L Aeq）での評価
・・・最大騒音レベル(LA,Smax)や単発騒音暴露レベル（LAE）は除外される傾向
・・・≒大型貨物自動車による騒音が24時間連続的に続く訳ではないので正当な評価
　　にならない

⑤評価を検討する審議会の専門家は、行政庁が選任する

等々・・・

3，地域特性と近隣の交通状況を調べる

①地域特性・・・横田基地による高さ制限地区

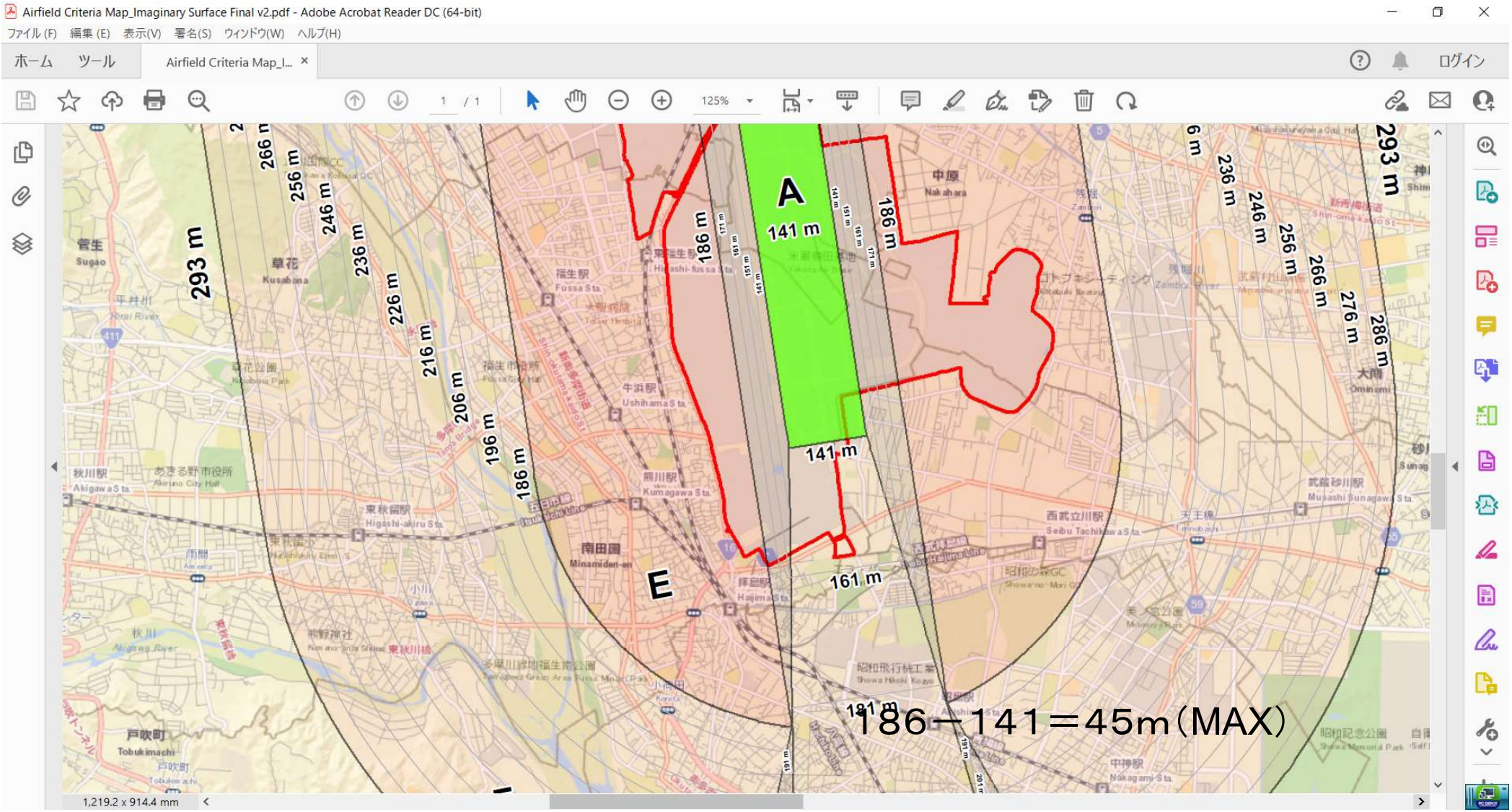

②近隣の交通事情･･･警視庁交通量調査から
武蔵野橋北･･･東方向い交通量

令和2年の主要交差点流入交通量

スクリーンライン名	調査地点	交差道路名	流入方向	令和2年 全車計	四輪車 大型乗用	四輪車 大型貨物	四輪車 普通乗用	四輪車 普通貨物	四輪車計	二輪車	自転車
東京環状等	打越	北野街道	大和田	19,948	209	1,523	11,323	6,352	19,407	541	277
			高尾	3,858	29	52	2,683	910	3,674	184	222
東京環状等	第五ゲート前										
蔵野橋北	五日市街道		入間	18,050	87	1,722	10,409	5,331	17,549	501	320
			都営熊川団地	11	0	0	6	4	10	1	236
			拝島橋	15,228	90	1,730	7,933	5,050	14,803	425	294
			拝島駅	2,877	3	1	2,135	640	2,779	98	74
			吉祥寺	4,056	25	227	2,504	1,213	3,969	87	166
			流入計	40,222	205	3,680	22,987	12,238	39,110	1,112	1,090

01_siryou.pdf - Adobe Acrobat Reader DC (64-bit)
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 署名(S) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)
ホーム ツール 01_siryou.pdf ログイン
19 / 40 300%
297 x 210 mm

③大型車混入率はどれくらいが平均値か

4) 大型車混入率

大型車混入率は，当該道路と地域の特性に応じて同種の道路に準じて推定すべきである．その値は道路交通センサスによると，一般道路でのピーク時大型車混入率は平日の都市部で10%前後，地方部で10～15%であるのに対し，休日では都市部，地方部とも3~5%の範囲にあり，地方部では都市部よりもその値が大きくなる傾向にある(表3)．推定が難しい場合は都市部で10%が目安となるが，地方部ではばらつきも大きく，道路交通センサスのみではなく交通量常時観測データも参照することが望ましい．なお，自動車専用道路等のピーク時平均大型車混入率は，平日では20～25%程度になるため，ランプを介して接続される交差点のなかには，そのいかなる影響を受けるものもある．重方向比率，右左折率，大型車混入率が求められ，推定交通量とこれらの値を用いて設計交通量を算出する。

Acrobat Reader DC (64-bit)
(E) 表示(V) 署名(S) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)
ール 3.pdf
7 / 9 100%

No.	道路名、測定地点名	時間区分	時間帯別、車種別交通量（台） 大型	小型	二輪	合計	大型車混入率（%）	1日あたりの大型車混入率（%）
1	国道 16 号（東京環状）	昼間	5094	14868	1680	21642	23.5	28.2
	八王子市　片倉町 1404-1	夜間	2478	2604	138	5220	47.5	
2	国道 16 号（東京環状）	昼間	3858	23208	1578	28644	13.5	15.0
	八王子市　中野山王 1-8-5	夜間	1248	3978	258	5484	22.8	
3	国道 16 号（八王子バイパス）	昼間	12570	31704	888	45162	27.8	32.1
	八王子市　北野町 549-5	夜間	4980	4422	168	9570	52.0	
4	国道 16 号（八王子バイパス）	昼間	12954	29658	786	43398	29.8	34.9
	八王子市　大谷町 355-1	夜間	5418	3798	96	9312	58.2	
5	国道 20 号（甲州街道）	昼間	2676	22740	1596	27012	9.9	9.6
	八王子市　明神町 4-21-1	夜間	264	3252	246	3762	7.0	
6	国道 20 号（甲州街道）	昼間	4170	14796	1500	20466	20.4	21.2
	八王子市　八日町 6-2	夜間	1176	3270	276	4722	24.9	
7	国道 20 号（甲州街道）	昼間	1794	14538	600	16932	10.6	11.5
	八王子市　並木町 15-15	夜間	426	1932	84	2442	17.4	
8	国道 411 号（滝山街道）	昼間	3588	11382	1140	16110	22.3	22.7
	八王子市　加住町 1-170-2	夜間	384	924	108	1416	27.1	
9	主要地方道 20 号線	昼間	2016	12480	780	15276	13.2	13.4
	八王子市　下柚木 2-10-6	夜間	342	1848	132	2322	14.7	
10	主要地方道 32 号線（秋川街道）	昼間	1596	11130	666	13392	11.9	12.3
	八王子市　中野上町 1-32-19	夜間	300	1650	108	2058	14.6	
11	主要地方道 32 号線（秋川街道）	昼間	1146	8802	492	10440	11.0	11.1
	八王子市　川口町 908-1	夜間	126	786	66	978	12.9	
12	主要地方道 46 号線（高尾街道）	昼間	2262	13350	468	16080	14.1	15.3
	八王子市　犬目町 863	夜間	492	1320	66	1878	26.2	
13	主要地方道 46 号線（高尾街道）	昼間	2112	11502	582	14196	14.9	15.4
	八王子市　四谷町 738	夜間	420	1746	66	2232	18.8	
14	主要地方道 47 号線（町田街道）	昼間	3390	15000	834	19224	17.6	18.2
	八王子市　狭間町 1737	夜間	534	1692	96	2322	23.0	
15	主要地方道 59 号線	昼間	3552	17064	894	21510	16.5	17.3
	八王子市　石川町 2065	夜間	696	2262	96	3054	22.8	
16	一般都道 173 号線（北野街道）	昼間	528	10404	858	11790	4.5	4.3
	八王子市　片倉町 119-4	夜間	66	1884	132	2082	3.2	
17	一般都道 521 号線（陣馬街道）	昼間	1902	11268	660	13830	13.8	12.8
	八王子市　大楽寺町 539	夜間	132	1782	168	2082	6.3	
18	一般都道 521 号線（陣馬街道）	昼間	2028	12462	678	15168	13.4	13.1
	八王子市　西寺方町 732	夜間	126	1050	102	1278	9.9	
19	八王子幹線一級 17 号線（国道 20 号バイパス）	昼間	2532	20550	882	23964	10.6	10.7
	八王子市　八木町 8-14	夜間	420	3078	108	3606	11.6	
20	主要地方道 61 号線	昼間	3042	13608	468	17118	17.8	17.7
	八王子市　下恩方町 1849-1	夜間	228	1128	42	1398	16.3	
21	一般都道 158 号線（多摩ニュータウン通り）	昼間	2466	24084	1272	27822	8.9	9.1
	八王子市　松木 30-1	夜間	480	3630	300	4410	10.9	
22	一般都道 160 号線（野猿街道）	昼間	1920	14676	618	17214	11.2	10.8
	八王子市　下柚木 341	夜間	180	2040	90	2310	7.8	
23	八王子幹線一級 35 号線	昼間	1056	16632	978	18666	5.7	5.8
	八王子市　散田町　4－10-10	夜間	138	1620	126	1884	7.3	

1 日あたりの大型車混入率の全地点平均　（%）	15.8
1 日あたり、1 地点あたりの平均交通量　（台）	23951

３、東京都の開発（再開発）の今

①最近の再開発の特徴は？

◆かつての再開発（部分的地域の開発）とは違って街区全体が開発エリア
・・・地図から街が消える

◆開発後の建物に公共施設を入れる

◆日本一を目指す東京の開発（現在はあべのハルカス300m）
・大手町常盤橋地区：三菱地所・・Torch Tower：高さ３９０ｍ
・麻布台地区：森ビル・・・アークヒルズ麻布台：高さ３３０ｍ

◆鉄道の立体化等と再開発が同時並行で進む
・葛飾区立石駅　・石神井公園駅　・上石神井駅　・渋谷駅周辺
・千歳烏山駅　・大山駅　・戸越公園駅　・南千住駅など

◆組合施工ではない巨大な個人施工・常盤橋地区：三菱地所施行
阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業も個人施行、神宮外苑再開発も個人施行

◆開発後にはインフラ不足が発覚・・・中央区月島、江東区豊洲等

◆道路も開発の一環で作られる（街路〇〇号として）
・下北駅前（補助54号、街路10号）
・中野区囲町（補助221号）
・石神井公園駅（補助232号線）

◆都の開発方針はコロナ禍以前のものを推進
・21年2月3日の都市計画審議会で改定承認された区域マスタープラン
（都市再開発の方針）は当初決定が平成26年のもの

麻布台

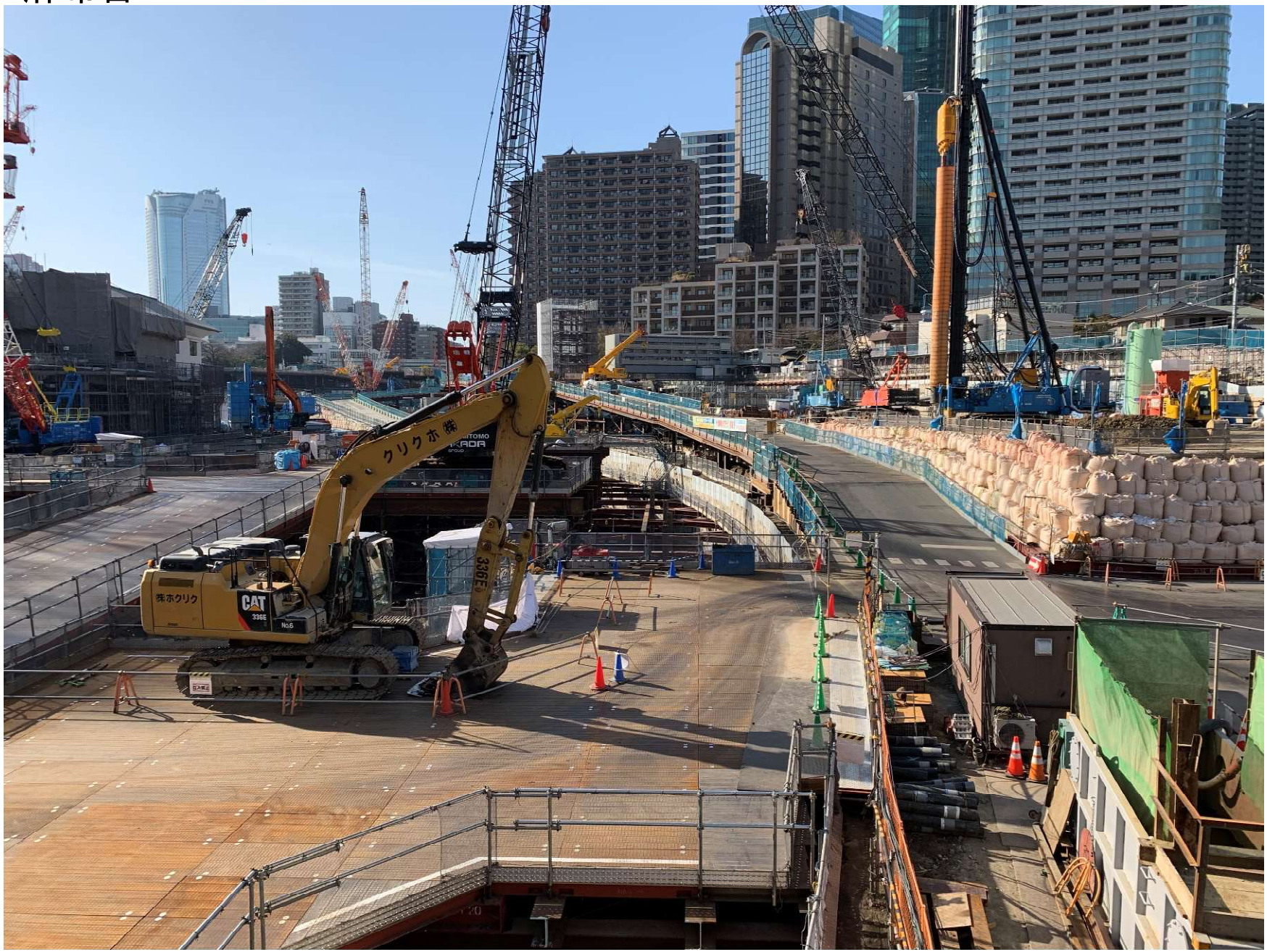

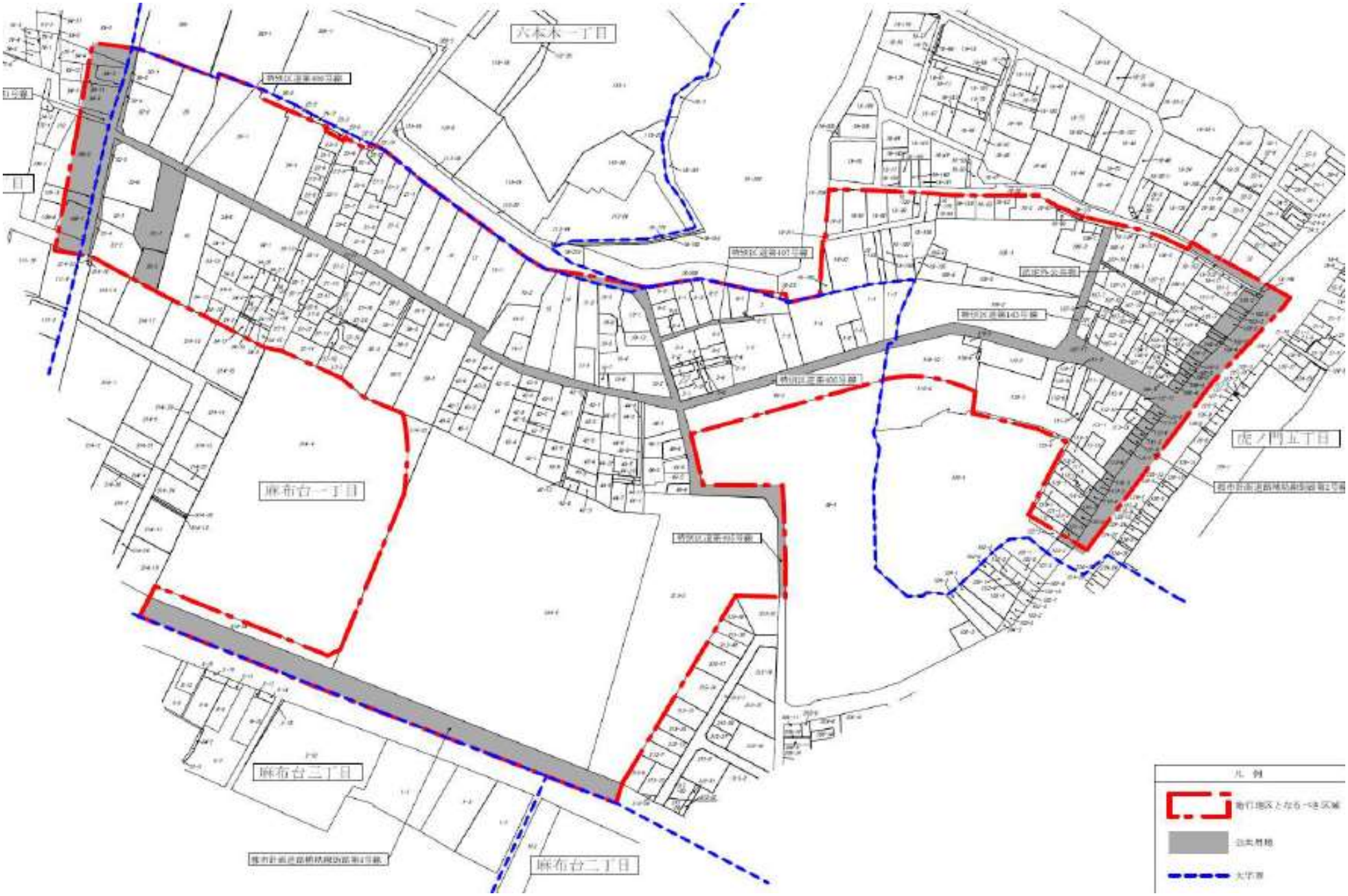

麻布台再開発：8．1ha⇒⇒GLP昭島：59 ha ⇒ ⇒ 約7倍の広さ

３、東京都の開発（再開発）の今

②各地で広がる運動（順不同）

〇立石駅再開発（立石の街並みを守る会）
（再開発を心配する人の会）
〇八重洲開発（八重洲の街並みを守る会）
〇南池袋（住民の住民による住民のための再開発検討チーム）
〇二子玉川
〇泉岳寺
〇三田
〇月島（愛する月島を守る会
〇大崎駅西口（大崎西口構想建築を考える会）
〇南千住
〇十条駅西口（庶民のまち十条を守る会）
〇阿佐ヶ谷駅北口
〇三鷹駅南口
〇石神井公園駅南口（石神井まちづくり懇話会）
〇京王線（京王線地下化実現訴訟の会）
〇羽村（羽村駅西口区画整理反対の会）
〇足立区六町

4、国や東京都の方針は･･･マイナスの面

第２　東京が目指すべき将来像

（１）東京の都市構造

○広域的には、東京圏全体の視点に立った都市構造として「環状メガロポリス構造」を実現

⇒圏域全体の一体的な都市機能を発揮し、国際競争力を備えた魅力ある首都を実現

○身近な圏域では、交通結節点などを中心に、市街地を集約型の地域構造へ再編

⇒快適な都市生活と機能的な都市活動を確保し、誰もが暮らしやすいまちを実現

⇒地域特性に応じた拠点（中核拠点、生活拠点、生活中心地）を育成

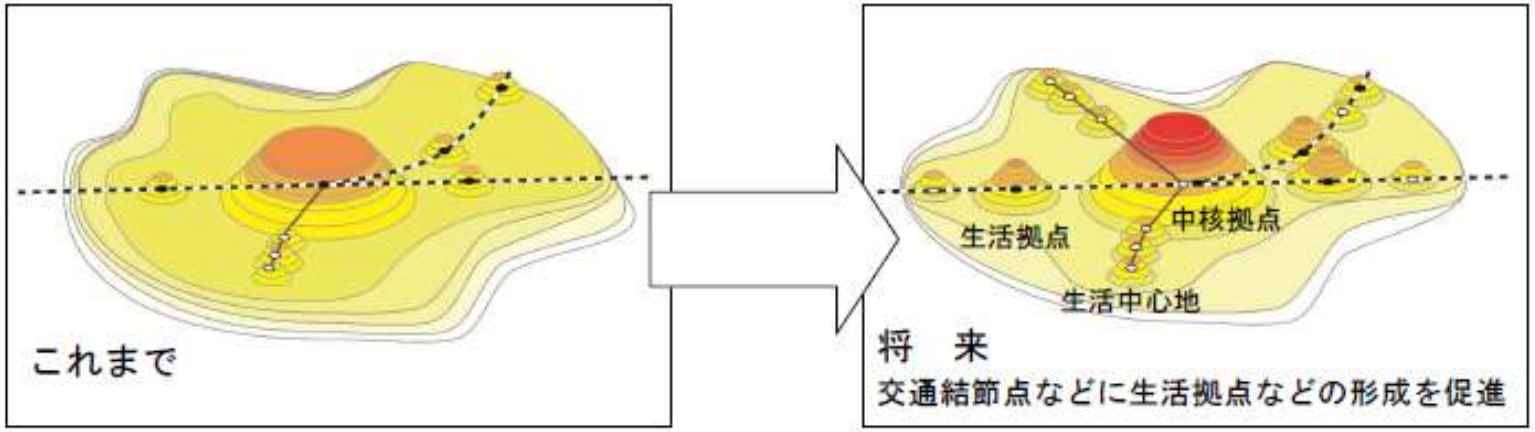

拡散型から集約型の地域構造へ再編

・・・まとめ・・・

道路や開発問題と向き合う、「キホン」

A、「知る、学ぶ、闘う」＝三原則

◆全体と個別事象を**総合的に判断**する。
◆一面的に捉えない。・・・一点突破主義では止められない。
◆あらゆる機会を活かして学び、相手側の必要論には**120%反論**する。
◆一人では無く、**みんなで進む**。
◆自分たちの土俵で闘う。先手必勝。**対処療法では止められない**。

B、国民（住民）が主人公＝憲法＆地方自治法の体現

◆行政に課されていることは、「**説明責任**」＋「継続性」
◆考え方の**基本は憲法と地方自治法**
・国民主権、・財産権保障、・幸福追求権、・基本的生存権、
・住民の福祉の向上と命住民の財産を守る

C、権利者がカギを握る

◆**権利者が土地を手放すかどうかが全てを決する**。
※「必要」か「不要」かは、**住民が決める**ということ。
◆（プラス）沿道住民＆市民の組織で「力」関係を変える。
「正義は多数でなければ勝てない」（板井優：有明訴訟弁護団長）

最後に

【私の座右の銘＝欧州のことわざ】

「チャンスの神様には後ろ髪が無い」

（チャンスは気づいた時にゲットしましょう、ためらっていてはだめですよ）

●（計画が）必要かどうかを決めるのは住民（自身）

●機を逃さず、取り組むことが最も大事・・・その為には

◆アンテナ力を磨く・・・全てに学ぶ

・・・壁を作らない

・・・綿密な情報収集

（他の地域での行動を真似ることも大事）

◆行動力・・・・・・・・・・・躊躇しない

◆勝つ為の戦略と戦術に、持てる知恵や知識を最大限活かす